# 「電話番号の犯罪利用対策等に係る電気通信番号制度の在り方」一次答申(案) に対する意見及びその考え方(案)

意見募集期間:令和7年 10 月4日(土)~同年 11 月4日(火) 案件番号:145210570

## 意見提出 10件 (法人:4件、個人:6件)

#### (提出順、敬称略)

受付	意見提出者
1	個人1
2	個人2
3	個人3
4	個人4
5	個人5
6	NTT東日本株式会社
7	株式会社NTTドコモ
8	NTT西日本株式会社
9	楽天モバイル株式会社
10	個人6

### ・第2章 検討の背景

オとキーにいいけた		
意見	考え方	修正の 有無
意見 1 ● 「卸先電気通信事業者に対して電気通信番号使用計画の認定を受	・ ・ ・ けているか確認すること」という記載は、実	際に認
定を受けているか否かは関係ないと誤って読み取られるおそれがあ		(14344 H-0-
<ul> <li>○ 答申案 5P 第 2 章 2-(3)事業者への義務付け</li> <li>・卸先電気通信事業者に対して電気通信番号仕様計画の認定を受けているか確認すること</li> <li>変更案</li> <li>・卸先電気通信事業者に対して電気通信番号仕様計画の認定を受けていることを確認すること</li> </ul>	〇 御指摘も踏まえ、「卸先電気通信事業者が電気通信番号使用計画の認定を受けていることを確認すること」と修正いたします。	有
変更案の理由 原案の表記では、認定を受けているかどうかを聞きさえすれば認定 を受けているかどうかは関係ないと誤って読み取られるおそれが あるため 【個人3】		

#### ・第4章 検討の方向性

- 第4草 検討の方向性		
意見	考え方	修正の 有無
総論		•
意見2		
● 今回示された方向性を基に下位法令の整備を具体化していくこと		
● 施行後は、実効性を評価した上で、犯罪利用の動向や事業者負担		50
〇 電気通信番号を用いた特殊詐欺が社会的な課題になっていることの対策として、電気通信番号制度の見直しに関する下位法令を整備していくことついて、今回示された方向性を基に具体化を検討していくことに賛同の考えです。 なお、今回の見直しの施行後は、その実効性を評価いただく必要があると考えます。そのうえで、電気通信番号を用いた特殊詐欺を含む様々な犯罪利用の動向や事業者負担等を考慮しながら、必要十分な規律となるように適宜見直されることが必要と考えます。 【NTT東日本株式会社・NTT西日本株式会社】	○ 賛同の御意見として承ります。 ○ 御指摘のとおり、総務省において、見 直し後の電気通信番号制度を適切に運用 するとともに、必要に応じて、電気通信番 号を用いた特殊詐欺の態様等の変化を踏 まえた見直しを行うことが望ましいと考 えます。	無
意見3 ● 一次答申(案)の方向性に賛同。		
〇 「認定基準の追加」及び「事業者への義務付け」を行うことで、	〇 賛同の御意見として承ります。	
電気通信番号が悪意を持った事業者に悪用されることを抑止で		
き、利用者が安心・安全に利用できる環境構築に資するため、一次		無
答申(案)の方向性に賛同いたします。		
【株式会社NTTドコモ】		

意見	考え方	修正の 有無
2. 申請者の役務継続性を審査するための申請書類		
意見4		
● 「申請者の役務継続性を審査するための申請書類」について、申	請者の過度な負担とならないよう、具体化い	いただき
たい。		
〇 「申請者の役務継続性を審査するための申請書類」について、対応が申請者の過度な負担とならないよう、申請の簡素化及び申請書類の最小化を踏まえて具体化いただきたい。 【株式会社NTTドコモ】	〇 賛同の御意見として承ります。 〇 一次答申(案) p. 9に記載したとおり、申請者の役務継続性を審査するための事 ・ 申請者については、に関する書類のの事業がでの事業がでの事業がでの事業がでの事類のでの事類が、負別を求める。 ・ 京のの事業がである。 ・ 京のの事業がの事類のでの事業が、の事業がの事業がの事業がのである。 ・ 京ののでは、でのでは、のでは、のであるとのであるとのであるとのであるといる。 ・ 京のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、	無

#### 意見5

- 「申請者の役務継続性の確認」については、犯罪防止の観点から重要。「申請者の役務継続性を審査するための申請書 類」について、検討の方針に賛同。
- 役務継続性については、判断基準の透明性を確保することも重要と考える。
- 申請に係る手続き全般について、申請書類を必要最小限としつつ、総務省において提出様式や記入要領等を準備する 等、申請者の負担を軽減する方向で検討を進めてほしい。
- 電気通信番号使用計画の認定の際に申請者の役務継続性の確認 賛同の御意見として承ります。 が行われることは、当社としても、特殊犯罪等の犯罪防止の観点か ら重要であると認識しております。

その上で、事業者からの意見にあるとおり、役務継続性の判断基 準等について透明性を確保することも重要であると考えるとこ ろ、そうした点を踏まえつつ当該確認に関する検討を進めて頂き ますようお願い致します。

また、「電気通信番号使用計画の認定の申請書類として、具体的 に、これまでの事業実績や今後の事業計画等に関する書類の提出

- 御指摘のとおり、役務継続性の審査に ついては、総務省が策定する審査基準に より、判断基準の透明性が確保されるこ とが重要と考えます。

こまた、総務省において、今後、具体的な 申請書類について検討を進めるに当たっ ては、その様式等についても、ガイドラ イン等により明確化されることが適当と

を求め、需要見込みや資金計画等について審査することを明確化する方向で検討を進める」とする点、及び「申請者の負担も勘案し、変更認定時の申請の簡素化及び審査の実効性担保の観点から、申請書類を必要最小限とする方向で、具体化の検討を進めることが適当である」とする方針に賛同いたします。

その上で、申請者の役務継続性を審査するための申請に係る手続き全般について、申請書類を必要最小限としつつ、貴省にてその提出様式や記入要領等をご準備頂く等、当該申請者の負担を軽減する方向で検討を進めて頂きますようお願い致します。

【楽天モバイル株式会社】

考えます。

意見	考え方	修正の 有無
3. 提供する電気通信役務が詐欺罪等に利用されるおそれが高い者の	)要件	
意見6		
● 「その提供する電気通信役務が詐欺罪等の罪に当たる行為に利用	されるおそれが高い者の要件」として「電気	瓦通信番
号を使用した特殊詐欺を端緒として窃盗罪(累犯を含む。)により処罰された者」を規定する方向で検討を進めることが		
適当とされているが、他の欠格事由との均衡から、処罰から2年に	:限定すべき。	
〇 第4章3. について、他の欠格事由との均衡から、処罰等から2	〇 今後、総務省において具体的な規定ぶ	
年間に限定すべき。	りの検討を行う際に、御指摘のとおり、	無
【個人 1 】	他の欠格事由との均衡を踏まえること	<del>////</del>
	が適当と考えます。	

		/ <del>/</del>
意見	考え方	修正の   有無
   5. 役務の継続性があると認められる基準及びその確認方法		17 無
3. 技術の継続性があると認められる基準及びその確認力法 意見 7		
● 「役務の継続性があると認められる基準及びその確認方法」につ	いて、要件及び確認方法を明確化いただき	たい。
○ 「役務の継続性があると認められる基準及びその確認方法」につ	〇 賛同の御意見として承ります。	
いて、事業者毎に対応差異が出ないよう、明確に要件及び確認方法	〇 役務の継続性があると認められる基	
を具体化いただきたい。	準及びその確認方法については、一次答	
【株式会社NTTドコモ】	申(案)p.13及びp.18に記載したとおり、	
	事業者により確認結果に差異が出ない	
	よう、ガイドライン等により明確化する	無
	方向で検討を進めることが適当と考え ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	ます。	
	総務省において、今後、これを踏まえ、	
	ガイドライン等により、明確化が図られ	
	ることが適当と考えます。	
意見8   ● 役務継続性の具体的確認事項について定めるガイドラインについ	ケ 日期に笙中いただきたい	
○ 電気通信番号制度の見直しにより卸元事業者に義務付けられる	〇 御指摘のとおり、今後、総務省におい	I
事項を順守し、卸契約を締結する際には卸先事業者に対して丁寧な	て、ガイドライン等により、役務の継続	
<b>案内に努める考えです。</b>	性があると認められる基準及びその確	
対応にあたり、卸先事業者への適切な確認等を実施するための	認方法を明確化する際には、事業者の対	
業務システムの改修等を行う考えであり、その準備に一定の期間を	応にかかる準備期間を考慮し、適切な時	無
要することから、役務継続性の具体的確認事項について定めるガイ	期にその内容を予め公開することが適	7115
ドラインについて、可能な限り早期に策定いただくようご検討願い	当と考えます。	
ます。		
【NTT東日本株式会社·NTT西日本株式会社】		

#### 6. 役務の継続性の確認義務の適用除外となる提供番号数

意見

#### 意見9

- 卸元事業者に卸先事業者の事業計画等の確認義務を負わせることに賛同。
- 卸元事業者が卸先事業者の役務継続性の有無を確認する際に、卸先事業者から役務継続性を証する書面の提出を直接 受けるとされている点についても賛同。
- 役務の継続性の確認義務の適用除外となる提供番号数について、50番号以下とすることが検討されているが、この番 号数はできる限り少なくすべき。
- 令和7年改正法において、電気通信番号を使用した卸電気通信 替同の御意見として承ります。 役務の契約を締結・更新する場合、卸元事業者は、卸先事業者の電 気通信番号使用計画の認定の有無を確認しなければならないこと とされた。

また、電気通信番号を使用した卸電気通信役務の契約を締結する 場合、卸元事業者は、卸先事業者の役務継続性の有無を確認しなけ ればならないこととされた。

このように、令和7年改正法において、卸元事業者に卸先事業者 の事業計画等の確認義務を負わせることは、日本弁護士連合会にお いて、令和3年2月18日に発出した「電話転送役務の不正な利用 を防止する法整備等を求める意見書」において、固定電話番号を管 理し. 犯罪利用目的等の探知に人的資源を割く態勢を保持すること ができ、かつ、犯罪利用目的の有無を判断するために必要な情報も 集約されている卸元事業者が卸先事業者による電気通信役務の悪 用の防止に主体的な役割を果たすべきであるとして、「電話転送役 務提供事業者が固定電話番号を使用した電話転送役務を提供する に際しては、当該固定電話番号の使用につき、当該固定電話番号の 卸元事業者による承認を得なければならないものとすること。」を 求めた趣旨に沿うものであり、賛成である。

そして、卸元事業者が卸先事業者による電気通信役務の悪用の防 止に主体的な役割を果たすべきことからすれば、卸元事業者におい て、卸先事業者の事業計画等の確認については、直接、行うことと するべきであるから、一次答申(案)において、卸元事業者が卸先 事業者の電気通信番号使用計画の認定の有無を確認する際には、卸 先事業者より、認定証等の提出を直接受けるとされている点や、**卸** 

- 役務の継続性の確認義務の適用除外 となる提供番号数については、一次答申 (案) p. 19及びp. 20に記載したとおり、 番号の効率的な使用や不適正な利用の 防止の実効性と新規事業者に対する負 担も勘案し、50番号以下と規定する方向 で検討を進めることが適当と考えます。 また、総務省において、当該番号数につ いては、今後、電話番号を利用する特殊 詐欺の態様等を踏まえて、必要に応じて 見直しを行うことが適当と考えます。

無

意見	考え方	修正の 有無
元事業者が卸先事業者の役務継続性の有無を確認する際には、卸先 事業者より、役務継続性を証する書面の提出を直接受けるとされて いる点についても賛成である。 前述の卸元事業者の主体的な役割からすれば、このような直接の		
確認の形式は維持されるべきであり、簡易な形式による確認を認めることは避けるべきである。 なお、役務の継続性の確認義務の適用除外となる提供番号数に関		
し、一時答申(案)においては、卸提供の番号数を50番号以下と されることが検討されているが、前述の卸元事業者の主体的な役割 からすれば、かかる番号数はできる限り少なくするべきである。		
【個人6】		

#### ・その他

・その他		
意見	考え方	修正の 有無
意見10 ● いわゆる「飛ばし携帯」について厳罰を科すべき。		
○ 昔から、飛ばしの携帯を用いた特殊詐欺などが問題になっているが、昨今の特徴としては、経営・管理ビザで日本に来た外国人が、特殊詐欺用の飛ばしの携帯を入手するために、会社を大量に設立したり、休眠会社を安くで買収したりしている。また、フリマサイトやオークションサイトなどでは、個人にも電話番号を求めているところ、そうした飛ばしの携帯を用いて会員登録をして、偽物や不良品などを販売し、個人間取引であることで返金を逃れる手法なども見られる。今後も飛ばしの携帯を用いた犯罪は無くならないと思うが、少なくとも道具を調達した者、飛ばしの携帯で犯罪を犯した者などを厳罰に処せるようにし、執行猶予を付けない有罪のみとしたり、最高刑に極刑を用意すべきだと考える。特殊詐欺に遭い、長年コツコツ貯めてきた財産を失った高齢者の悲しみといえば無いのである。他人の人生を台無しにしたのであるから、そうした犯罪に関わった人物にも全額弁済させるとともに、弁済額に応じて執行猶予のない有罪から極刑とすべきだと考える。【個人2】	○ 本一次答申(案)は、電気通信番号の犯罪利用への対策として、電気通信事業法における電気通信番号制度に着目し、同制度の見直しの方向性についてとりまとめを行ったものです。 各法令の規律については、その法令の趣旨等に鑑みて刑事罰等が規定されていると考えます。	無
意見11   ● 犯罪防止強化のため、積極的に詐欺対策を実施すべき。		
○ 犯罪を防止する為の諸施策に対して、欧州各国の積極的な取り組みに対しては、本国の慎重が後手に過ぎると感じます。一般市民の求める犯罪防止強化に対して、先ずは積極に取り組む姿勢を見せる事が、犯罪防止に必須であり不可欠です。 【個人4】 ○ 今、携帯電話に詐欺電話と思う電話が来ました。番号は080 他。今までに20件以上かかって来ています。電話番号を消費者に与える事は、各電話会社に任せていると以前聞きました。毎日 新聞には詐欺に騙されて多額のお金を取られた記事が掲載されています。詐欺をゼロにする日本の対策を	○ 本一次答申(案)は、電気通信番号の犯罪利用への対策として、電気通信事業法における電気通信番号制度に着目し、同制度の見直しの方向性についてとりまとめを行ったものです。 特殊詐欺に関しては、これまでも、関係行政機関や事業者等により対策が講じられているところであり、今後も、積極的に対策に取り組んでいくべきであると考えます。	無

意見	考え方	修正の 有無
金をかけても実施すべきです。AIが進んでいるならそれを活用して詐欺無し世の中にしましょう		
【個人5】		